

効率的な介護保険サービス提供の推進

1 現状と課題の整理

(1) これまでの取組状況

今後、2025年・2040年に向けては、介護ニーズが増加する一方、支え手である生産年齢人口は急速に減少する見込みであり、介護保険制度の人的・財政的基盤の維持が著しく困難になると考えられます。

そのような中においても、介護が必要なときに安心してサービスを利用することができるよう、介護保険サービスを安定的に提供し続けるため、介護保険サービス提供の効率化に向けた取組として、主に以下の取組を推進してきました。

①要介護認定事務の効率化

認定申請数の増加に伴って、認定調査数も増加していることから、認定調査の効率的実施が必要となっています。そのため、市所属の調査員は、担当地域を集約し、調査訪問先へのルート効率化を行うなどの取組を行っています。

また、認定調査の適正化・平準化を目指し、調査員研修の開催やe-ラーニングの提供など、認定調査スキル向上のための情報発信と共有化を実施しています。

②指定申請・指導監査に関する文書負担の軽減

指定申請に係る文書等を削減する観点から、2018年10月1日に介護保険法施行規則が改正されたところです。これを受け、地域密着型サービス運営委員会での意見を踏まえ、一定の文書削減を行いました。

指導監査に係る文書の負担軽減については、2019年年5月29日に厚生労働省から、指導の標準化・効率化及び指導時の文書削減を求める通知が出ています。これを受け、実地指導における確認項目及び確認文書について整理・削減を行いました。

③介護現場におけるロボット・ICTの活用促進

毎年11月に開催している町田市医療・介護・福祉研究大会アクティブ福祉イン町田において、介護ロボット等の介護用品・福祉用具の展示を行い、市内介護保険事業所に対し、ロボット・ICTの活用について周知・促進しています。

(2) 各種調査等の分析結果

①要介護認定事務の効率化

高齢者人口、特に医療介護リスクの高い後期高齢者人口の増加に伴い、介護認定の申請件数も増加しています。今後も同様の傾向が続くことが予測されており、認定申請件数の増加により、介護認定に関する業務量の増加が見込まれます。

介護保険の認定申請件数推移（2014-2019）

年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019
認定申請件数	16,219	17,783	18,049	19,498	17,195	20,523

②指定申請・指導監査に関する文書負担の軽減

指定の更新申請にあたって、書類の量が最も少ない自治体では2枚であることに對し、最も多い自治体は81枚であり、自治体による差異があります。（令和元年度都道府県向けアンケート結果より）

指導時の確認文書についても自治体により差異がありましたが、町田市を含む都内26の自治体が令和2年度までに厚生労働省通知に対応した実地指導を行う予定です。（令和元年度都内区市町村向けアンケート結果より）

③介護現場におけるロボット・ICTの活用促進

2019年度に実施した「高齢者の福祉や介護に関する調査-事業所調査-」では、市内介護保険事業所の26.8%が、「情報共有のためのICT等の活用」を地域包括ケアシステムの推進に向けて、今後、強化すべきと回答しました。

(3) 国・都などの動向、他自治体の先進事例等

①要介護認定事務の効率化

社会保障審議会介護保険部会において示された「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」文案では、「要介護認定を遅滞なく適正に実施するために必要な体制を計画的に整備していくことが重要」である旨が明記されました。

他自治体の先進事例としては、タブレット端末導入を通じて、認定調査の支援システムを構築し、認定調査の平準化と効率化を図っている事例があります。

他自治体の事例

効率化の取組内容

要介護認定調査員に対し、タブレット端末を付与し、認定調査の効率化を図っています。調査員は、訪問先ではタブレット端末を使用せず、紙媒体の基本調査チェックシートと特記事項のメモを取り、空き時間等にタブレット端末の調査票アプリに転記します。

効果

認定調査票が電子データとなることで、調査票の送付・返送の時間が短縮されています。また、記入漏れなどの単純な不備がなくなったため、調査票を確認する業務負担が軽減されたほか、審査会資料作成などの業務負担も軽減されています。

加えて、各調査項目の判断基準表示機能や、特記事項のテンプレート文章機能・警告機能等により、認定調査の適正化・平準化が図られています。

②指定申請・指導監査に関する文書負担の軽減

社会保障審議会介護保険部会の下に設置された「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」（以下「専門委員会」という。）において、指定申請・報酬請求・指導監査に関する文書負担軽減について検討が行われており、「簡素化」「標準化」「ICT等の活用」の3つの観点を念頭に、令和2年度中に一定の方向性を示すこととされています。

③介護現場におけるロボット・ICTの活用促進

社会保障審議会介護保険部会において示された「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」文案では、ロボット・ICTの活用等、介護現場革新に取り組むことが重要である旨が明記されました。

2 今後の方向性

(1) 介護認定調査員支援システムの導入

認定調査員向けに、認定調査用モバイル端末システムを導入することで、調査の適正化・平準化を目指すとともに付随する業務の効率化を目指します。

認定調査員の事務作業を効率化させることで、ひとり当たりの調査実施件数を増やし、今後予測されている介護認定申請件数の増加に対応します。

また、認定調査票の品質向上と電子データ化を促進することで、認定調査票に係る業務の負担を軽減します。

指標：認定調査員(介護保険認定調査支援システム利用者)1人当たり1日の調査件数

現状	2021年度	2022年度	2023年度
-	2.70件	2.85件	3.00件

※市職員の調査員人当たり1日の調査件数は、現状(2019年度)2.48件。

(2) 指定申請・指導監査に関する文書負担の軽減

指定申請・指導監査に関する更なる文書負担軽減のため、東京都や近隣市等と連携を図りながら、確認文書等の更なる削減や様式の標準化、ICT等の活用を検討します。

(3) 介護現場におけるロボット・ICTの活用促進

効率的な介護保険サービス提供に向けた介護現場革新を推進するため、介護保険事業所におけるロボット・ICT活用の事例研究や展示等を通し、介護現場におけるロボット・ICTの活用を促進します。